

# 元気内灘住宅リフォーム助成制度

内灘町では、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を抑制し、本町における経済の活性化及び消費喚起並びに町民の居住環境の向上を図るため、内灘町商工会の会員である施工業者を利用して、住宅リフォームを行う場合に助成金を交付します。



## 助成内容

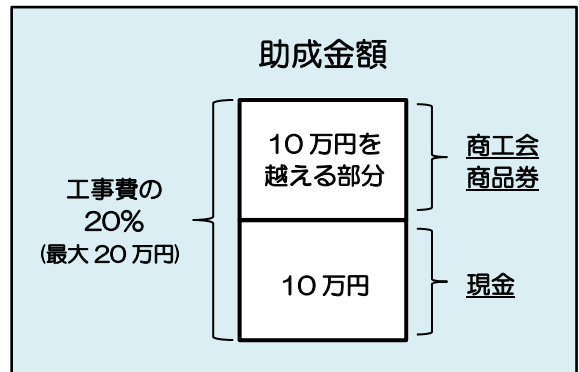
対象工事費の**20%** (限度額20万円)

10万円まで ⇒ 現金

10万円を超える部分

⇒ 内灘町商工会発行共通商品券

※有効期限：発行から6ヶ月以内



## 助成対象者

- ・内灘町民で申請者及び世帯員に町税等の滞納のない方



## 助成対象住宅

- ・町内に所在し、自ら居住している住宅
- ・所有者以外の者が申請する場合は、リフォームを行うことについて所有者の同意を得ている住宅



## 助成対象工事

- ・内灘町商工会の会員である施工事業者が施工した工事
- ・増改築等リフォーム工事費が総額50万円以上の工事
- ・住宅の用に供する部分の工事
- ・町の他の住宅改修助成金制度の補助対象となっていない工事



## 対象となる工事例

- ①既存住宅の増改築工事
- ②給排水・衛生設備・換気設備・電気・ガス設備工事
- ③屋根・外壁工事(葺き替え・塗装・防水など)
- ④内装工事(床材・内壁材・天井材)



## 対象とならない工事例

- ①申請者自らが施工する工事
- ②外構工事(造園工事・門扉・塀など)
- ③ハウスクリーニング・排水管清掃
- ④住宅と接しない車庫、倉庫等住居とみなされない箇所の工事
- ⑤電化製品の購入・設置費(エアコン・テレビ・暖房・照明器具など)

申請手続きについては裏面をご覧ください



## 申請の流れ

- \* 申請関係書類は内灘町HPよりダウンロードできます。
- \* 申請前に予定している工事が助成対象となるかご相談ください。

申請者

**交付申請** 必要書類:①交付申請書②家屋の所有者又は固定資産税の納税義務者が分かる書類③工事見積書または契約書④施工前写真⑤住宅の位置図⑥建築基準法の規定による確認済証の写し(確認申請が必要な場合のみ)

町

**交付決定** 書類の審査後、交付決定通知書の交付

**工事着工** 交付決定後に工事を始めてください。  
工事に際し、交付決定額に影響のある工事金額の変更又は工事施工箇所に変更がある場合、変更手続きが必要です。

**工事完了** 必要書類:①完了届②領収書または支払いを確認できるもの③施工後写真(申請時に提出したものと同一構図)④建築基準法の規定による検査済証の写し(確認申請を行った場合のみ)

**助成金の確定** 書類審査後、町から助成金の確定通知

**助成金請求書の提出**

**助成金の交付** 現金については振込、商工会商品券については地域産業振興課窓口において交付します。  
事前に送付する受領書を持参ください。



## 注意事項

- ・ 施工業者が町商工会会員であることをご確認ください。
- ・ 工事を始める前に申請が必要です。助成対象となるか確認し、必ず交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。
- ・ 写真は助成対象の施工箇所全て、施工前と施工後で工事の内容がわかるように同一構図で撮影してください。
- ・ 工事引き渡し、工事代金の支払いを終えてから、30日以内又は令和3年3月16日のうちいずれか早い日までに完了届の提出をしてください。
- ・ 助成金は町予算の範囲内となります。
- ・ 1回限りの交付とします。(対象住宅1戸に対し1回限り)



## 申請書提出・お問い合わせ

内灘町役場 都市整備部 地域産業振興課

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL 076-286-6708 FAX 076-286-6709

E-mail chiiki@town.uchinada.lg.jp

HP <http://www.town.uchinada.lg.jp/webapps/www/service/detail.jsp?id=12358>